〇長野県自然環境保全条例
昭和6年7月3日
条例第３５号
［沿革］
昭和48年３月30日条例第12号、49年３月27日第11号、54年３月５日第８号、平成３年７月15日第16号、８年３月25日第13号、11年12月20日第45号改正、24年３月22日第22号
長野県自然環境保全条例
題名改正〔平成8年条例3号〕旧「長野県自然保護条例」

目次
第１章　総則（第１条ー第６条）
第２章　県自然環境保全地域（第７条ー第14条）
第３章　郷土環境保全地域（第15条ー第18条）
第４章　大規模開発調整地域（第19条ー第21条）
第５章　自然環境影響調査及び自然保護協定（第22条ー第24条）
第６章　雑則（第25条ー第30条）
第７章　罰則（第31条･第32条）
附則

第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、自然環境の保全に関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい県土の実現に資することを目的とする。
全部改正［平成８年条例13号］
（県の責務）
第２条　県は、自然環境の保全のため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講ずるものとする。
(1)　自然環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図ること。
(2)　土地の利用計画の策定及び実施に当たって自然環境の保全のために必要な調整の措置を講じ、及び自然の積極的な造成を図ること。
(3)　自然環境の保全に関する施設の整備の推進を図ること。
(4)　自然保護団体の育成その他県民の行う自然環境の保全に関する自主的活動の助長を図ること。
(5)　自然環境の保全に関する科学的な調査及び研究の推進を図ること。
一部改正［平成８年条例13号］
第３条　削除　［平成８年条例3号］
（市町村の責務）
第４条　市町村は、県の施策に協力するとともに、市街地及びその周辺の地域で環境緑地として確保することが望ましい地区について、その良好な保全に努める等地域の実情に応じた自然環境の保全に関する施策を講じなければならない。
（事業者の責務）
第５条　事業者は、県及び市町村の自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
2　事業者は、その事業活動による自然環境の保全上の支障を防止するため、自然の改変を最小限にとどめるとともに、その責任において植生の回復その他適切な措置を講じなければならない。
一部改正［平成８年条例13号］
（県民の責務）
第６条　県民（滞在者及び旅行者を含む。）は、県及び市町村の自然環境の保全に関する施策に協力するとともに、すすんで、動植物の愛護等自然環境の保全に努め、及び植樹の促進等自然の造成を図り、良好な生活環境の確保に寄与するようにしなければならない。
一部改正［平成８年条例13号］
第２章　県自然環境保全地域
全部改正［昭和54年条例８号］
（県自然環境保全地域の指定）
第７条　知事は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを長野県自然環境保全地域（以下「県自然環境保全地域」という。）として指定することができる。
(1)　高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
(2)　すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
(3)　地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって

自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
(4)　その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している湖沼、湿原または河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
(5)　植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの
2　知事は県自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴き、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第１項に規定する保全計画の案についても、あわせて、意見を聴き、又は協議しなければならない。
3　知事は、県自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供しなければならない。
4　前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
5　知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき又は当該県自然環境保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
6　知事は、県自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
7　県自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
8　第２項前段、第６項及び前項の規定は県自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第２項後段及び第３項から第５項までの規定は県自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。
全部改正［昭和54年条例８号］、一部改正［平成８年条例13号・11年45号］
（保全計画の決定）
第８条　県自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画（以下「保全計画」という。）は、知事が決定する。
2　保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
(1)　保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
(2)　当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域（以下「特別地区」という。）の指定に関する事項
(3)　当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
(4)　当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項
3　知事は、保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
4　前条第２項前段及び前項の規定は保全計画の廃止及び変更について、前条第３項から第５項までの規定は保全計画の決定及び変更（第２項第２号又は第３号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。
全部改正［昭和54年条例８号］
（保全事業の執行）
第９条　保全計画に基づいて執行する事業であって、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するもの（以下「保全事業」という。）は、県が執行する。
2　市町村は、知事の承認を受けて、保全事業の一部を執行することができる。
全部改正［昭和54年条例８号］
（特別地区）
第10条　知事は、保全計画に基づいて、県自然環境保全地域の区域内に、特別地区を指定することができる。
2　第７条第６項及び第７項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
3　特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第１号から第５号まで若しくは第７号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第１項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第２項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第６号に掲げる行為で規則で定めるものについては、この限りでない。
(1)　建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
(2)　宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
(3)　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
(4)　水面を埋め立て、又は干拓すること。
(5)　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
(6)　木竹を伐採すること。
(7)　知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺１キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
(8)　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
4　前項の許可には、当該特別地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

5　知事は、第３項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
6　特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第３項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
7　特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第３項第１号から第６号までに掲げる行為に着手し、又は同項第７号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して６月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
8　前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第３項の許可を受けたものとみなす。
9　次の各号に掲げる行為については、第３項及び第６項の規定は、適用しない。
　(1)　保全事業の執行として行う行為
　(2)　法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
　(3)　通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
全部改正［昭和54年条例８号］、一部改正［平成３年条例16号］
（野生動植物保護地区）
第11条　知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。
2　第７条第６項及び第７項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
3　何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
　(1)　前条第３項の許可を受けた行為（第14条第１項後段の規定による通知に係る行為を含む。）を行うためにする場合
　(2)　非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合
　(3)　保全事業を執行するためにする場合
　(4)　法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
　(5)　通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
　(6)　前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合
4　前条第４項の規定は、前項第６号の許可について準用する。
全部改正［昭和54年条例８号］、一部改正［平成３年条例16号］
（普通地区）
第12条　県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、第１号から第３号までに掲げる行為で森林法第34条第２項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。
　(1)　その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
　(2)　宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
　(3)　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
　(4)　水面を埋め立て、又は干拓すること。
　(5)　特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
2　知事は、前項の規定による届出があった場合において、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
3　知事は、第１項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第１項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
4　第１項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
5　知事は、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前

項の期間を短縮することができる。
6　次の各号に掲げる行為については、第１項から第３項までの規定は、適用しない。
　(1)　非常災害のために必要な応急措置として行う行為
　(2)　保全事業の執行として行う行為
　(3)　法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの。
　(4)　通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
　(5)　県自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
全部改正［昭和54年条例８号］
（中止命令等）
第13条　知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第10条第３項若しくは第11条第３項の規定に違反し、若しくは第10条第４項（第11条第４項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第１項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第２項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
全部改正［昭和54年条例８号］
（国等に関する特例）
第14条　国、地方公共団体又は公共的団体で規則に定めるもの（以下「国等」と言う。）が行う行為については、第10条第３項又は第11条第３項第６号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、当該行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知しなければならない。
2　国等は、第10条第６項又は第12条第１項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。
3　知事は、前２項の規定による通知（第10条第６項の規定により届出を要する行為に係る通知を除く。）があった場合において、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該国等に対し、当該自然環境の保全のために執るべき措置について協議を求めるものとする。
全部改正［昭和54年条例８号］
　第３章　郷土環境保全地域
追加［昭和54年条例８号］
（郷土環境保全地域の指定）
第15条　知事は、県自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、その区域の周辺の生活環境を含む自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを郷土環境保全地域として指定することができる。
　(1)　市街地等の周辺における森林、草地、湖沼等を含む土地の区域であって良好な自然環境を形成しているものでその面積が規則で定める面積以上のもの
　(2)　郷土的又は歴史的な特色のある区域を含む土地の区域であって熟成した自然環境を形成しているものでその面積が規則で定める面積以上のもの
2　次の各号に掲げる区域は、郷土環境保全地域の区域に含まれないものとする。
　(1)　自然公園法（昭和32年法律第161号）第２条第１号に規定する自然公園の区域
　(2)　自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第１項又は第22条第１項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域の区域
3　第７条第２項前段、第６項及び第７項の規定は郷土環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第３項から第５項までの規定は郷土環境保全地域の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用する。
全部改正［昭和54年条例８号］
（保全のための措置）
第16条　県は、郷土環境保全地域における自然環境の保全のために必要な施設の整備その他の措置を講ずるものとする。
全部改正［昭和54年条例８号］
（郷土環境保全地域内における行為の届出）
第17条　郷土環境保全地域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、第１号から第３号までに掲げる行為で森林法第34条第２項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。
　(1)　その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
　(2)　住宅を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
　(3)　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4)　水面を埋め立て、又は干拓すること。
2　次の各号に掲げる行為については、前項並びに次条において準用する第12条第２項及び第３項の規定は、適用しない。
(1)　非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(2)　法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、郷土環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
(3)　通常の管理行為又は軽易な行為のうち、郷土環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
(4)　郷土環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
全部改正［昭和54年条例８号］
（準用）
第18条　第12条第２項から第５項までの規定は郷土環境保全地域内における行為の届出について、第13条の規定は郷土環境保全地域内における行為に対する命令について、第14条第２項及び第３項の規定は郷土環境保全地域内において国等が行う行為について、それぞれ準用する。この場合において、第12条第２項中「前項」とあるのは「第17条第１項」と、同条第３項及び第４項中「第１項」とあるのは「第17条第１項」と、第13条中「第10条第３項若しくは第11条第３項の規定に違反し、若しくは第10条第４項（第11条第４項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第１項」とあるのは「第17条第１項」と、「同条第２項」とあるのは「第18条において準用する第12条第２項」と、第14条第２項中「第10条第６項又は第12条第１項」とあるのは「第17条第１項」と、「したとき、又はしようとするとき」とあるのは「しようとするとき」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、「通知（第10条第６項の規定により届出を要する行為に係る通知を除く。）」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。
全部改正［昭和54年条例８号］
第４章　大規模開発調整地域
追加［昭和54条例８号］
（大規模開発調整地域の指定）
第19条　知事は、県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域以外の区域で良好な自然環境を形成しているもののうち、自然的社会的諸条件からみて、良好な生活環境を維持するためその区域内における大規模な開発の調整を図ることが特に必要なものを大規模開発調整地域として指定することができる。
2　第15条第２項各号に掲げる区域は、大規模開発調整地域の区域に含まれないものとする。
3　第７条第６項及び第７項の規定は、大規模開発調整地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
全部改正［昭和54年条例８号］
（大規模開発調整地域内における行為の届出）
第20条　次の各号に掲げる行為であってその規模が規則で定める基準を超えるもの（以下「大規模開発行為」という。）を大規模開発調整地域内においてしようとする者は、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、第１号から第３号までに掲げる行為で森林法第34条第２項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者はこの限りでない。
(1)　ゴルフ場その他の工作物を建設すること。
(2)　宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
(3)　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
(4)　水面を埋め立て、又は干拓すること。
2　次の各号に掲げる行為については、前項並びに次条において準用する第12条第２項及び第３項の規定は、適用しない。
(1)　非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(2)　国又は地方公共団体が行う行為その他公益上必要があると認められる行為として規則で定める行為
(3)　大規模開発調整地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
追加［昭和54年条例８号］
（準用）
第21条　第12条第２項から第５項までの規定は大規模開発調整地域内における行為の届出について、第13条の規定は大規模開発調整地域内における行為に対する命令について、それぞれ準用する。この場合において、第12条第２項中「前項」とあるのは「第20条第１項」と、同条第３項及び第４項中「第１項」とあるのは「第20条第１項」と、第13条中「第10条第３項若しくは第11条第３項の規定に違反し、若しくは第10条第４項（第11条第４項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第１項」とあるのは「第20条第１項」と、「同条第２項」とあるのは「第21条において準用する第12条第２項」と読み替えるものとする。
追加［昭和54年条例８号］
第５章　自然環境影響調査及び自然保護協定
一部改正［昭和54年条例８号］
（自然環境影響調査）
第22条　普通地区、郷土環境保全地域、大規模開発調整地域その他規則で定める区域内において、大規模開発行

為（第20条第２項各号に掲げる行為を除く。次条において同じ。）であってその規模が規則で定める基準を超えるものをしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について総合的な調査を実施し、その結果を当該行為に着手する日の30日前までに知事に届け出なければならない。
(1)　当該行為の影響が及ぶ地域の自然の現況及び特質
(2)　当該行為の自然環境に及ぼす影響の内容及び程度
(3)　当該行為がもたらす社会経済的効用
(4)　前３号に掲げるもののほか、規則で定める事項
2　前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、知事にその旨を届け出なければならない。
追加［昭和54年条例８号］
（自然保護協定の締結）
第23条　普通地区、郷土環境保全地域、大規模開発調整地域その他規則で定める区域内において、大規模開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事と、自然環境の保全上の支障の防止、植生の回復その他の自然環境の保全のために必要な事項を内容とする自然保護協定を締結するものとする。
一部改正［昭和54年条例８号・平成８年13号］
（自然保護協定の履行の確保）
第24条　知事は、前条の規定により自然保護協定を締結したときは、当該協定に違反する行為をしようとし、又はしたと認められる者に対して、当該協定の履行の確保について必要な措置を執らなければならない。
一部改正［昭和54年条例８号］
第６章　雑則
（報告及び検査等）
第25条　知事は、県自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び大規模開発調整地域における自然環境の保全にために必要な限度において、第10条第３項若しくは第11条第３項第６号の許可を受けた者若しくは第12条第２項（第18条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域、郷土環境保全地域若しくは大規模開発調整地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第10条第３項各号、第11条第３項本文、第12条第１項各号、第17条第１項各号若しくは第20条第１項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。
2　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
追加［昭和54年条例８号］
（実地調査）
第26条　知事は、県自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。
2　知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
3　第１項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
4　第１項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
5　土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。
追加［昭和54年条例８号］
（損失の補償）
第27条　県は、第18条又は第21条において準用する第12条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
追加［昭和54年条例８号］
（土地又は木竹の買取り）
第28条　知事は、特別地区における自然環境を保全するために特に必要があると認めるときは、当該地区内の土地又は木竹を買い取るように努めなければならない。
一部改正［昭和54年条例８号］
（農林漁業に対する配慮）
第29条　県自然環境保全地域、郷土環境保全地域又は大規模開発調整地域に関する規定の適用に当たっては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。
全部改正［昭和54年条例８号］
（補則）
第30条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。
一部改正［昭和54年条例８号］
第７章　罰則
一部改正［昭和54年条例８号］

（罰則）
第31条　第13条（第18条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
2　第10条第３項若しくは第11条第３項の規定に違反した者又は第10条第４項（第11条第４項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
3　第12条第２項（第18条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
4　次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
　(1)　第12条第１項、第17条第１項、第20条第１項又は第22条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
　(2)　第12条第４項（第18条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
　(3)　第25条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
　(4)　第26条第５項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者
一部改正［昭和48年条例12号･49年11号･54年８号･平成３年16号・24年22号］
（両罰規定）
第32条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。
一部改正［昭和54年条例８号］
附則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３章、第４章及び第６章の規定は、昭和46年10月１日から施行する。
一部改正［昭和54年条例８号］
附則（昭和48年３月30日条例第12号）
（施行期日）
1　この条例は、昭和48年４月１日から施行する。
（経過処置）
2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（昭和49年３月27日条例第11号）
（施行期日）
1　この条例は昭和49年５月１日から施行する。
（経過処置）
2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の長野県自然保護条例第15条第１項又は第16条第１項の規定による届出をしている行為については、この条例による改正後の長野県自然保護条例第15条第２項（第16条第２項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（昭和54年３月５日条例第８号）
（施行期日）
1　この条例は、昭和54年10月１日から施行する。ただし、第22条の改正規定は昭和54年４月１日から、次項及び附則第４項の規定は公布の日から施行する。
（経過処置）
2　この条例による改正後の長野県自然保護条例を施行するために必要な長野県自然環境保全地域、郷土環境保全地域又は大規模開発調整地域の指定その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4　前２項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過処置は、規則で定める。
附則（平成３年７月15日条例第16号）
この条例は平成４年１月１日から施行する。
附則（平成８年３月25日条例第13号抄）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成1年2月0日条例第5号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成2年４月１日から施行する。
附則（平成4年３月2日条例第2抄）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。